

令和2年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和2年2月27日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 東総衛生組合議会議員の選挙
- 第 6 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 7 議案上程
- 第 8 施政方針並びに提案理由の説明
- 第 9 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 東総衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 6 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 7 議案上程
- 日程第 8 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 9 議案の補足説明

出席議員（16名）

1 番 片 桐 文 夫
3 番 遠 藤 保 明
6 番 米 本 弥一郎

2 番 平 山 清 海
4 番 林 晴 道
8 番 宮 内 保

9 番 高 木 寛
 1 2 番 伊 藤 保
 1 5 番 伊 藤 房 代
 1 7 番 景 山 岩三郎
 1 9 番 佐久間 茂 樹

1 1 番 宮 澤 芳 雄
 1 3 番 島 田 和 雄
 1 6 番 向 後 悦 世
 1 8 番 木 内 欽 市
 2 0 番 高 橋 利 彦

欠席議員（1名）

1 0 番 飯 嶋 正 利

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 諸 持 耕太郎
 行 政 改 革 推 進 課 長 井 上 保 巳
 企画政策課長 小 倉 直 志
 税 務 課 長 石 毛 春 夫
 環 境 課 長 木 内 正 樹
 健康管理課長 遠 藤 茂 樹
 子 育 て 支 援 課 長 石 橋 方 一
 商工観光課長 小 林 敦 巳
 建 設 課 長 加 瀬 博 久
 下 水 道 課 長 丸 山 浩
 消 防 長 川 口 和 昭
 庶 務 課 長 栗 田 茂
 生涯学習課長 八 木 幹 夫
 監 査 委 員 長 伊 藤 義 一

副 市 長 加 瀬 正 彦
 秘書広報課長 山 崎 剛 成
 総 務 課 長 伊 藤 憲 治
 財 政 課 長 伊 藤 義 隆
 市民生活課長 遠 藤 泰 子
 保険年金課長 在 田 浩 治
 社会福祉課長 仲 條 義 治
 高 齢 者 福 祉 課 長 浪 川 恭 房
 農 水 産 課 長 宮 内 敏 之
 都市整備課長 加 瀬 宏 之
 会 計 管 理 者 多 田 英 子
 水 道 課 長 宮 負 亨
 学校教育課長 加 瀬 政 吉
 体育振興課長 花 澤 義 広
 農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長 高 安 一 範

事 務 局 次 長 池 田 勝 紀

開会 午前10時 4分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（伊藤 保） ただいまの出席議員は16名、議会は成立いたしました。

これより令和2年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（伊藤 保） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

なお、本年1月23日をもって各委員会委員の選任をいたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 保） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

1番、片桐文夫議員、2番、平山清海議員、以上の2名を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（伊藤 保） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から３月18日までの21日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から３月18日までの21日間と決定いたしました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力
をお願いいたします。

◎日程第５ 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（伊藤 保） 日程第５、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選に
したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、同組合規約第５条第３項の規定による議員に平山清海議員

を、同条第4項の規定による議員に片桐文夫議員を、それぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました平山清海議員を同組合規約第5条第3項の規定による議員の当選人に、片桐文夫議員を同条第4項の規定による議員の当選人に、それぞれ定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、平山清海議員が同組合規約第5条第3項の規定による議員に、片桐文夫議員が同条第4項の規定による議員に、それぞれ当選されました。

ただいま当選されました平山清海議員と片桐文夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◎日程第6 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(伊藤 保) 日程第6、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に米本弥一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました米本弥一郎議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 異議なしと認めます。

よって、米本弥一郎議員が当選されました。

ただいま当選されました米本弥一郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

○議長（伊藤 保） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第29号までの29議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第7 議案上程

○議長（伊藤 保） 日程第7、議案上程。

議案第1号から議案第29号までの29議案を一括上程いたします。

議案第 1号 令和2年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 令和2年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第 3号 令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 4号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 5号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 6号 令和2年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 7号 令和2年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について

議案第 8号 令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について

議案第 9号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第10号 令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

- 議案第 1 1 号 令和元年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 2 号 令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 3 号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 2 号 旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 2 期中期計画を定めることについて
- 議案第 2 4 号 工事請負契約の変更について（旭市立海上保育所園舎改築工事（建築））
- 議案第 2 5 号 指定管理者の指定について（道の駅 季楽里あさひ）
- 議案第 2 6 号 指定管理者の指定について（旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園）
- 議案第 2 7 号 市道路線の認定について
- 議案第 2 8 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 2 9 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第 8 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（伊藤 保） 日程第 8、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日ここに令和２年旭市議会第１回定例会を招集し、令和２年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件について、ご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

初めに、総合戦略・国土強靱化地域計画について申し上げます。

総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法に基づき、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、持続可能な社会の実現を目指すものであります。人口減少は、市としても対策を講じていかなければならない最重要課題でありますので、これに継続して取り組むため、令和２年度から第２期総合戦略をスタートさせます。

第２期総合戦略では、国土強靱化地域計画、さらには行政改革アクションプランを一体化させ、これを新たなまちづくりの指針として、将来都市像である「郷土愛からつながる未来、ず〜っと大好きなまち 旭」を実現し、市民が満足・安心して暮らすことができるよう、全力で取り組んでまいります。

国土強靱化地域計画については、東日本大震災での被害を教訓に、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、災害に強いまちづくりを推進しているところでありますが、策定から５年目に入り、これまで様々な災害が発生していることも含め、現状の把握や諸情勢の変化等に対応させた改定版を策定するために、再度、脆弱性評価を実施し、プログラムや指標の見直しを行っております。

今後も引き続き地方創生と国土強靱化を二つの柱としたまちづくりを展開してまいります。

次に、総合戦略の中で、令和２年度に取り組む重点施策を、四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、地産振興プロジェクトであります。

初めに、道の駅「季楽里あさひ」を活用した交流拠点の形成について申し上げます。

本市の産業や観光、地域振興を目的に整備いたしました道の駅「季楽里あさひ」は、毎年１００万人を超える来場者があり、売上げも順調に伸びております。

今後も、全国トップクラスの農業産出額を誇る「食の郷あさひ」の農水産物をＰＲするなど、本市の様々な魅力を発信する拠点となるよう取り組んでまいります。

次に、観光資源創出プロモーション事業について申し上げます。

本市の魅力を広く全国へ発信するため、マスコミや旅行関連企業と連携し、地元産品や景勝地を利用した観光資源の創出と、旅行商品化に取り組みます。また、「恋する灯台」に認定された飯岡灯台や、本市で撮影された映画やドラマなどを活用したプロモーション活動を展開し、本市の知名度の向上と、さらなる観光客の誘致を推進してまいります。

次に、観光イベント事業について申し上げます。

本市では、1年を通じて様々な観光イベントが行われております。春には袋公園桜まつり、夏にはあさひ砂の彫刻美術展、いいおかYOU・遊フェスティバル、七夕市民まつり、冬にはスターライト・ファンタジーなど、毎年多くの観光客が訪れます。これらのイベントを支援し、市の魅力を広くPRすることで、さらなる観光客の増加を目指してまいります。

次に、創業者等への支援について申し上げます。

創業希望者への対応については、商工観光課内に設置しているワンストップ相談窓口において、相談体制のさらなる充実を図っていくほか、商工会や関係機関等と連携し、市内で創業、起業を目指す方のための創業セミナーを開催するなどの支援も行っております。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

初めに、出会いの場創出事業について申し上げます。

婚活イベントの開催については、後継者の結婚対策を推進するため、様々な魅力ある男女の出会いの場の提供に努めてまいります。

次に、少子化対策について申し上げます。

特定不妊治療費助成事業については、不妊に悩み、不妊治療を受ける夫婦が増加している中、非常に高額な治療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図っております。

次に、子育て支援について申し上げます。

来年度から旭市子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じるとともに、関係機関と連携して、妊産婦や乳幼児に対する切れ目のない支援に努めてまいります。

育児支援事業については、安心して育児が行えるよう、子育て学級や離乳食教室などを実施するとともに、育児相談や発達相談などの支援体制を充実してまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

初めに、定住促進奨励金交付事業について申し上げます。

本市では人口減少対策の一環として、定住促進奨励金交付事業を実施し、若者の移住・定住の促進を図っております。

今後も、本市の魅力を感じていただき、住んでみたい、住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めてまいります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

ふるさと応援寄附については、本年1月末現在の寄附申込額が約5,100万円となっており、今後も魅力ある返礼品の拡充に努め、産業の振興に結びつけてまいります。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、人口減少・少子高齢化が進展する中で、市民にとってより利用しやすい公共交通体系を構築するため、本年4月から、交通空白地域の解消と、超高齢社会に対応したコミュニティバスの新しいルート・ダイヤでの運行とデマンド交通の運行を開始いたします。特にデマンド交通については、1月15日の広報あさひに掲載して以降、多くの問合せと登録の申込みを頂いているところであります。愛称についても、地域公共交通会議での検討を踏まえて「きらりんタクシー」とし、利用者により親しみを持っていただくことで、利用促進につなげていきたいと考えております。

今後も、多くの方からのご意見を伺いながら、時代に即した持続可能な公共交通体系の構築に努めてまいります。

次に、幽学の里で米作り交流事業について申し上げます。

大原幽学先生ゆかりの水田を活用して、都市の住民に米作り体験などの機会を提供し、市民と交流することにより、農作物を作る喜び、食べる喜びを通して農業の魅力を感じていただくとともに、「食の郷あさひ」のPRを図ってまいります。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

初めに、地域包括ケアシステムの充実について申し上げます。

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの取組を進めてまいります。

また、市内3か所の地域包括支援センターが中心となり、地域の関係者や、医療及び介護の関係機関との緊密な連携を図りながら、高齢者やその家族からの様々な相談に応じる総合相談支援機能の充実・強化に努めてまいります。

次に、震災復興・津波避難道路整備事業について申し上げます。

飯岡地域の横根三川線については、飯岡中学校の進入路部分について供用を開始しており、その他の区間についても、一部で工事に着手しているところであります。

旭地域の椎名内西足洗線については、椎名内地区で完成した区間の供用を開始し、その他の区間についても、一部で工事に着手しているところであります。

これらの2路線については、今後も用地取得が完了した区間の工事を、順次進めてまいります。

次に、防災について申し上げます。

令和元年、台風19号の際に、大勢の市民が避難した状況を踏まえ、今後もスムーズな避難所運営が実施できるよう、総合体育館に毛布などの備蓄品を備えるための防災備蓄倉庫を整備いたします。

千葉県により進められている海岸基盤整備事業の河川開口部対策については、開口部10か所のうち既に6か所が完成しており、残りの4か所についても来年度末までに完成する予定と伺っております。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

本事業については、昨年12月に議会全員協議会において説明した内容により、今後は市と事業者との間で協定を締結してまいりたいと考えております。

また、協定の締結後は、市と旭中央病院、事業者を構成員とした「みらいあさひ協議会」を設置し、機能についての詳細な検討、情報発信やPR活動の手法、課題の抽出や解決策の検討、情報共有等を行ってまいりたいと考えております。

さらに、事業者による開発許可申請や農地転用許可申請を進め、許可決定後は、計画地内における造成やインフラ工事に入る予定であります。

市といたしましても、現在実施している移住施策と並行して、情報発信やPR活動などに積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後も引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、令和2年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

第1は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

農林水産省が公表した平成29年の市町村別農業産出額においては、本市は581億9,000万円で、前年度と比べ14億5,000万円の増となりました。順位は一つ上がって全国第5位となり、引き続き全国トップクラスの農業産出額を維持しているところであります。

今後も農産物の生産性の向上を目指して、関係機関と連携して、様々な施策に取り組んで

まいります。

園芸生産強化支援事業については、一大産地としてのさらなる発展を目指すため、国及び県の補助事業と併せて、生産施設の整備や省力化機械などの導入等に対し、支援を行ってまいります。

畜産については、生産組合の事業活動や堆肥を有効利用する機械、施設の導入に対する支援、臭気対策の実証実験など、畜産環境を改善するための取組を進めてまいります。

また、家畜伝染病対策については、各農場での衛生管理の徹底を図るとともに、ワクチン接種を支援してまいります。感染が危惧されているCSFのワクチン接種が県内でも始まったことから、市内での接種時には、速やかな完了に向けて協力体制を整え、対応してまいります。

水田農業構造改革推進事業については、平成30年産から、国による米の生産数量目標の配分がなくなりましたが、需要に応じた生産が重要であるため、米価下落対策としても有効とされる飼料用米等による戦略作物の作付を支援し、水田農業の経営安定を図ってまいります。

農業基盤整備については、水田の大区画化や担い手への農地の集約などを目的とする県営土地改良事業の早期完成を目指し、事業施工中の飯岡西部地区、春海地区、豊和地区について、支援を継続してまいります。

新規就農総合支援事業については、新規就農者の確保、担い手の育成を図るため、新規農業者への総合的な支援を推進してまいります。

水産業については、漁業者の安定的な経営や水産資源の回復のため、漁業共済制度や貝類の種苗放流などを支援するとともに、千葉県が行う飯岡漁港の航路のしゅんせつなど、水産基盤の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化事業については、商店街の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業のほか、商店街が実施するイベントなどの商業の活性化に向けた取組について、商工会と連携して支援してまいります。

工業振興支援事業につきましては、立地企業の経営基盤の強化を図るため、既存の排水施設等をはじめとした共同管理事業への支援により企業の生産環境の向上を図ってまいります。

企業誘致等支援事業については、市内に新たに進出する企業や既存企業のうち一定の設備投資を行った企業に対して、税制面での優遇や奨励措置を実施することで、新規企業の誘致のみならず、既存企業の事業・規模拡大を支援してまいります。

また、千葉県及び関係機関はもとより、地元金融機関などとも連携を図り、市内の産業経済の発展と雇用の促進に努めてまいります。

第2は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

初めに、保健の充実について申し上げます。

感染症予防対策については、各種予防接種の実施により、感染症の拡大防止を図ってまいります。

このうち、本年10月から子どもの定期予防接種に追加されるロタウイルスワクチンについては、確実な実施に向けて準備を進めてまいります。また、風疹予防対策として、風疹抗体検査や予防接種に対して助成することで感染拡大を防ぎ、先天性風疹症候群の発生予防に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルスに関連した感染症については、国・県及び関係機関との連携を強化し、市民の皆様への迅速かつ的確な情報提供を行い、感染防止に努めてまいります。

がん検診、特定健康診査等事業については、対象者が受診しやすいような日程の調整や、胃がん検診と併せてピロリ菌検査を実施することにより、受診率の向上を図ってまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

各種スポーツイベントの開催については、市民の健康づくりと体力の向上を図るとともに、市民の一体感を醸成する事業として、旭市民体育祭、健康体力づくりフェスティバルのほか、誰でも気軽に参加できる軽スポーツの集いを開催してまいります。

また、向太陽杯パークゴルフ大会、世界ジュニア卓球選手権大会男女日本代表選考会、千葉県高等学校駅伝競走大会などのスポーツ交流事業を推進し、本市の知名度アップを図ってまいります。

体育施設については、老朽化した施設の改修工事等を行い、市民の誰もが安全で安心してスポーツを楽しむことができるよう、適切な管理に努めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

海上保育所の新園舎において開設する病児保育事業については、病気回復期の児童を保護者に代わって一時的に保育を行うことにより、子育てと就労の両立を支援してまいります。

市内の特定教育・保育施設への主食提供、助成については、入所児童への食育推進及び保護者の経済的負担軽減を図るため、3歳以上児の給食における主食部分を提供し、助成してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校いきいきプラン事業については、活動内容に応じた補助金を交付することで、子どもたち一人ひとりが生き生きと輝く特色のある教育活動を支援し、学校教育の充実を図ってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業については、来年度は、教諭補助員1名を増員して29名を配置し、国語や算数、数学などの基礎学力の向上や小学校外国語教育の充実を図るとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細やかな指導、支援を行ってまいります。

小・中学校の再編については、本年度から旭市学校再編計画策定委員会を設置し、市内小・中学校や先進地の視察等を行い、学校再編の方向性について検討しているところであります。

今後、さらに検討を重ね、予想される人口減少社会の中にあっても、次代を担う子どもたちにとって望ましい教育環境が確保できるよう、再編計画の策定に取り組んでまいります。

義務教育施設の整備については、第一中学校、第二中学校、海上中学校の武道場の防災機能強化工事を実施してまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

社会教育施設再編事業については、改修工事を進めてまいりました干潟支所が、4月1日からひかた市民センターとしてオープンいたします。施設は複合施設として、支所や公民館などの機能を備えており、今後は地域の新たな拠点となるよう努めてまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

文化振興事業については、市民の文化意識の高揚を図るため、市民音楽祭やあさひのまつり等の市民参加型文化事業を実施するとともに、優れた芸術文化に市民が接する機会を増やすため、国際文化交流コンサートやプロによる演芸など、幅広いジャンルで芸術文化事業を展開してまいります。

大原幽学記念館については、昨年12月19日付で、県内42番目の登録博物館となりました。旭市の文化・歴史の拠点として、郷土の歴史に関わる貴重な文化財を保護・保存するとともに、登録博物館として、より多くの方に来館していただけるよう周知に努めてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

本市の新しい時代を担う青少年が、社会のルールを守る意識や協力し合う態度などを身につけ、地域社会に関わっていけるよう、関係団体と連携を図りながら、通学合宿や海上キャンプ場宿泊体験などの各種活動を展開してまいります。

成人式については、令和4年4月1日に施行される民法改正に伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、本市では、引き続き成人式は20歳を対象に開催していく方針といたしました。今後は、新成人を応援していくとともに、ふるさとである旭市の成人式に参加していただけるよう、魅力ある成人式の開催に努めてまいります。

第3は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。初めに、交流の促進について申し上げます。

スポーツ交流については、旭市飯岡しおさいマラソン大会をはじめ、卓球やパークゴルフ等のスポーツを通じて交流を促進し、本市の認知度と好感度のさらなる向上に努めてまいります。

オリンピック事前キャンプ地誘致については、ザンビア共和国と1月15日に覚書の締結を行い、ドイツ連邦共和国卓球チームに次いで、ホストタウン申請を行ったところであります。

今後は、両国の事前キャンプに向けた準備を進めるとともに、ホストタウンとして、各種交流事業について協議を進めてまいります。

東京オリンピックの聖火リレーについては、昨年12月17日に、千葉県選考分の聖火ランナーの公表があり、東日本大震災で津波被害を受けた飯岡中学校在校生と卒業生がグループランナーに選考されました。7月3日の聖火リレー実施をさらに市民へPRし、オリンピックの機運を高めてまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

市民から要望が多い市道の整備については、安全で円滑な交通の確保と生活環境の改善を図るため、道路改良工事、道路維持補修など、要望に対応できるよう事業予算を拡充し、計画的な整備に取り組んでまいります。

また、急傾斜地崩壊危険区域等における災害発生時の通行障害を未然に防止するため、必要な対策について取り組んでまいります。

旭中央病院アクセス道については、用地の取得が完了したことから、来年度は、国道126号から東総広域農道までの区間で、交差点改良を含む舗装工事に着手し、事業の完了を目指してまいります。

飯岡海上連絡道については、一部区間の供用を開始しておりますが、来年度は、鉄道横断工事委託におけるJR東日本千葉支社との基本協定により、本工事に着手するための準備を進めてまいります。

南堀之内バイパスについては、一部区間の工事に着手しておりますが、用地の取得が完了

したことから、来年度は工事をさらに進めてまいります。

千葉県により進められている銚子連絡道路の整備については、動植物や騒音等の環境調査における現地調査が完了し、引き続き早期事業化に向けた準備等を進めると伺っております。また、清滝バイパスの整備については、トンネルや開削部の掘削工事が進められているところであります。

この2路線は、本市にとりまして非常に重要な路線でありますので、今後も早期完成に向けて要望してまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、旭市水道事業ビジョン等に基づき、配水区域の見直しや、耐震化を考慮した既存施設の計画的な更新、改良を進め、水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

公園については、市民が自然とふれあい、潤いと安らぎをもたらす憩いの場として、安全で快適に利用できるよう、適正な維持管理に努めてまいります。

次に、良好な生活環境の形成について申し上げます。

都市計画区域の見直しについては、市民の皆様には制度に対する理解を深めていただき、合意形成を図っていくことが重要と考えています。このため、引き続き各種団体や地元高校生など若い世代に向けた周知活動を展開するとともに、アンケート調査なども活用し、都市計画に対する理解度や今後の方向性など、幅広くご意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム補助事業について申し上げます。

市民の居住環境の向上等を目的として実施しております本事業については、来年度も拡充の上、継続してまいります。この事業を通じて、地域経済の活性化が図られるものと考えております。

次に、被災住宅修繕支援事業について申し上げます。

昨年の台風15号、19号、10月25日の大雨により被害を受けた住家の修繕費用に対する補助制度については、来年度も継続して実施してまいります。

公共下水道については、下水道事業の公営企業化により経営の安定を図るとともに、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

冠水対策排水整備事業については、引き続きサンモール西側の排水路（太右衛門川）の整備を進めてまいります。また、近年の集中豪雨や台風等により冠水地域も多くなっていることから、来年度は、中央小学校を中心とした周辺地域のニ・ハ地区と嚶鳴小学校周辺地

域の後草地区に対する冠水被害の解消や軽減を図るため、排水整備に向けた基本設計業務を行ってまいります。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

3 R の推進及びごみの減量化については、限りある資源を有効に活用する循環型社会の実現を目指して、市民や事業者の皆様によるごみの減量化や3 R への取組を支援してまいります。

ごみ処理の広域化については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設、森戸町地区を広域最終処分場の建設地として事業を進めております。

両施設の工事の進捗状況については、広域ごみ処理施設は、地上部分となる建物の建築や機械設備の設置などの工事が、また広域最終処分場は、ごみの埋立施設部分の工事などが実施されております。

今後も、来年度末の完成を目指し、組合及び構成市と連携を図ってまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

環境ボランティア活動の支援については、環境の保全や美化を推進するため、市民やボランティア団体の皆様にご協力をいただきながら、きれいな旭をつくる運動を展開してまいります。

住宅用省エネルギー設備については、家庭における地球温暖化対策の促進及びエネルギーの安定確保のため、環境への負担が少ない太陽光発電設備等を設置する方への支援について、今後も継続してまいります。

洋上風力発電については、昨年4月に再エネ海域利用法が施行され、銚子市沖の海域が法に基づく洋上風力発電の促進区域の指定に向けた有望な区域に選定されたことを受け、国及び県、地元自治体や漁業関係者などで構成される協議会で、促進区域の指定に向けた調整を図っております。

本市といたしましても、促進区域の指定には漁業との共生が絶対条件であることから、漁業関係者の意向を最優先に協議を進めていきたいと考えております。

第4は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

初めに、高齢者福祉の充実について申し上げます。

介護予防の推進については、地域が主体となって運営する通いの場の立上げや活動を支援していくとともに、介護予防体操や交流活動など、通いの場が地域住民のふれあい、支え合

い場になっていくよう、さらなる推進に努めてまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

東日本大震災の津波により被害を受け、市内に住宅を再建した世帯に支援を行う旭市津波被災住宅再建支援事業については、受付期間を来年度末まで延長し、引き続き支援を実施してまいります。

また、火災予防の観点から、継続的に住宅用火災警報器の普及啓発を行い、消防力の充実強化と市民の防災意識の高揚を図っております。

消防体制の充実については、消防署の資機材搬送車を更新整備いたしました。今後も消防活動の充実強化を図るため、老朽化し機能低下した消防ポンプ自動車等を、整備計画に基づき更新を進めてまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策については、消費者被害の予防や迅速な救済のため、消費生活センターの体制を維持、強化するとともに、消費生活相談員の研修の充実や、庁内関係各課及び関係機関との連携を図ってまいります。

また、各種講座等の啓発活動の実施や、消費生活サポーターとの連携強化に努め、幅広い年齢層への消費者問題に関する情報提供を行ってまいります。

次に、行政改革アクションプランについて申し上げます。

行政改革の推進については、旭市行政改革アクションプランをこれまで3期15年にわたり継承しつつ発展させ、全庁的に取り組む中で、経費の削減、組織・機構の見直し、職員数の適正化など、一定の成果を挙げているところであります。

今後は、新たな第4次アクションプランを指針に、第2期総合戦略の実現を目指すために必要な、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立が図れるよう取り組んでまいります。

初めに、人と組織の育成戦略としての質の高い公共サービスの実現に向けた組織力・職員力の強化について申し上げます。

現在、各地域に分散している庁舎機能を新庁舎に集約し、より一層の市民サービスの向上と、新たな行政課題にも的確に対応できる組織の横断的な体制を目指すとともに、行政運営の効率化を推進してまいります。

建設中の新庁舎については、基礎工事が終わり、現在は地下駐車場の工事を行っており、4月下旬には完了する予定であります。その後、5月からは、地上階の鉄骨工事に入ってま

います。

また、新庁舎建設事業の最終年度である来年度は、新庁舎で使用する机や椅子などの什器備品をはじめ、議場のマイクシステムやセキュリティシステム、さらに現庁舎からの移転業務など、関連する業務の発注を行い、建設工事と併せて、本市の未来をつくる拠点としての庁舎整備を進めてまいります。

次に、自立のための財政戦略として、持続可能な財政基盤の強化について申し上げます。

自主財源の確保については、市税を中心とする債権の回収に積極的に取り組んでまいります。市民負担の公平性を確保するため、債権所管課相互の連携を図りながら、収納率の向上と滞納額縮減を目標に、全庁を挙げて徹底した収納業務に努めてまいります。

次に、資産マネジメント戦略として、長期的視点に立った公共資産の有効活用の推進について申し上げます。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画については、全ての公共施設の具体的な長寿命化や再編の方策、時期などを定めた計画として策定を進めているところであります。策定後は、スムーズな長寿命化や再編の実施に向け、市民への丁寧な説明と十分な周知期間を取りながら、公共施設全体の適正管理に取り組んでまいります。

令和2年度の予算編成方針について申し上げます。

令和2年度の予算編成方針についてでありますけれども、本市の財政状況は、これまで定員適正化や行政改革を着実に推進してきたことなどにより、平成30年度決算においても良好な結果となり、財政調整基金をはじめとした各種基金についても、着実に積み増しを行ったところであります。

しかし、歳入面においては、市税をはじめとした自主財源に大幅な伸びは期待できず、また歳入総額に占める割合の最も高い普通交付税は、合併算定替の段階的縮減が令和2年度は90%となるなど、今後も歳入を取り巻く環境は厳しくなることが予想されております。

一方、歳出面においては、安全・安心なまちづくりや産業の振興、人口減少対策等を積極的に推進していく中、高齢化等の進行による社会保障関係経費や消費税引上げの影響、会計年度任用職員創設に伴う人件費などといった経費の増が見込まれております。

このような状況の中、令和2年度の予算編成に当たっては、今後予想される厳しい財政状況を念頭に置き、歳出の見直しを進めながら、旭市総合戦略などの各種計画に掲げる諸施策を着実に推進しつつ、新庁舎建設事業や広域ごみ処理施設整備といった市政発展のために必要不可欠な大型事業の進捗により、一般会計の予算額を過去最大の379億4,000万円としたも

のであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業など186億2,300万円、企業会計は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業で26億3,761万8,000円となり、市全体の当初予算の規模を592億61万8,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、令和2年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ379億4,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に74億6,286万1,000円、10款地方交付税に124億8,000万円、14款国庫支出金に32億405万8,000円、15款県支出金に21億2,001万1,000円、21款市債に62億4,630万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に77億1,590万1,000円、3款民生費に94億6,752万円、4款衛生費に88億2,066万8,000円、8款土木費に35億4,032万7,000円、10款教育費に24億997万3,000円、12款公債費に30億6,426万1,000円を計上したところであります。

議案第2号は、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ40億1,600万円とするものであります。

議案第3号は、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ、事業勘定で85億7,800万円、施設勘定で8,300万円とするものであります。

議案第4号は、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ7億100万円とするものであります。

議案第5号は、令和2年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ52億4,500万円とするものであります。

議案第6号は、令和2年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を2万1,060件、年間給水量を620万2,987立方メートルと見込み、事業収益を16億6,604万8,000円と予定いたしました。

議案第7号は、令和2年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の供用面積を202ヘクタール、年間有収水量を56万6,800立方メートルと見込み、事業収益を5億6,456万9,000円と予定いたしました。

議案第8号は、令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の供用面積を48ヘクタール、年間有収水量を13万7,743立方メートルと見込み、事業

収益を7,459万5,000円と予定いたしました。

議案第9号は、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億7,500万円を追加し、予算の総額を339億6,900万円とするものであります。

議案第10号は、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、予算の総額を85億3,000万円とするものであります。

議案第11号は、令和元年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,800万円を追加し、予算の総額を53億6,400万円とするものであります。

議案第12号は、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、予算の総額を8,026万円とするものであります。

議案第13号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、下水道事業、農業集落排水事業の公営企業への移行に伴い、新たに企業職員の定数を定めるとともに、職員の定数管理を適切に行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費税率の引上げに伴う介護保険の第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化について、介護保険法施行令の一部改正に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてでありまして、民法の改正及び老朽化した双葉団地の一部を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、民法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画を定めることについてでありまして、令和元年第4回定例会で議決いただきました第2期中期目標を達成するための中期計画を定めることについて、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号は、工事請負契約の変更についてでありまして、旭市立海上保育所園舎改築工事について、新園舎周りのコンクリート打設の追加工事等に係る変更契約の仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第25号及び議案第26号は、指定管理者の指定についてでありまして、議案第25号は、道の駅「季楽里あさひ」の指定管理者を、議案第26号は、旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号は、市道路線の認定についてでありまして、道路整備等により6路線を認定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号、議案第29号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、いずれも、現委員のうち令和2年6月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、金杉光信氏と浪川里子氏が適任であると考え、提案するものであります。

以上、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに、今回提案いたしました各議案の趣旨を説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤 保） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案の補足説明

○議長（伊藤 保） 日程第9、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書のご用意のほうをお願いいたします。

予算の内容につきましては、前年度と比較しながら、主なものについて説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を379億4,000万円と定めるもので、対前年度78億6,000万円、26.1%の増となりました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほど説明させていただきます。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。表の1番目から6番目までは、例年設定している農業、漁業、

中小企業に係る利子補給及び損失補償について、7番目からは令和元年度台風15号による被災者に対する住宅再建のための利子補給、道路排水路等清掃委託料、道路補修委託料、交通安全施設維持補修委託料について、それぞれ記載のとおり期間と限度額を定めるものです。

10ページをお願いいたします。

3表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として62億4,630万円を計上しております。

それでは、歳入から順を追って説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は、対前年度比2.0%の減で、30億3,901万4,000円を見込みました。

2目法人市民税は、対前年度比23.1%の減で、3億7,394万円を見込みました。

2項1目固定資産税は、土地、家屋で増、償却資産で減を見込み、対前年度比1.7%の増で、30億5,764万4,000円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

3項軽自動車税のうち、1目環境性能割は、自動車取得税の廃止に伴い新たに設けられたもので、807万1,000円を見込みました。

2目種別割は、従前の軽自動車税で、対前年度比4.3%の増で、2億2,480万3,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、対前年度比2.1%の増で、4億9,036万3,000円を見込みました。

15ページをお願いします。下のほうになります。

2款地方譲与税から18ページの10款地方交付税までは、地方財政計画や県の推計などを考慮して見込んだもので、主なものを申し上げますと、15ページの一番下になります。2款2項1目自動車重量譲与税は、対前年度比18.2%の増で、2億6,600万円を見込みました。

17ページをお願いいたします。

6款法人事業税交付金は、昨年の税制改正に伴う市町村の法人市民税の増収補填措置として、新たに法人事業税の一部が県から交付されるもので、4,000万円を見込みました。

7款地方消費税交付金は、対前年度比19.9%の増で、14億5,100万円を見込みました。

8款環境性能割交付金は、従前の自動車取得税等交付金に代わるもので、5,600万円を見込みました。

18ページをお願いいたします。

9款1項1目地方特例交付金は、対前年度比26.1%の増で、5,800万円を見込みました。

その下です。子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う令和元年度限定で交付されたものですので、廃項となっております。

10款地方交付税につきましては、普通交付税が合併算定替の縮減があるものの、地方財政計画の伸びにより、個別算定経費で算定される額が増えたこと、また、特別交付税は広域ごみ処理施設整備事業に係る震災復興分の大幅な増などを見込み、地方交付税全体では、対前年度比26.7%の増で、124億8,000万円を見込みました。

22ページをお願いいたします。一番下になります。

14款国庫支出金です。1項1目民生費国庫負担金は、対前年度比1.7%の増となっておりますが、これは主に1節社会福祉費国庫負担金や、23ページになります、4節生活保護費国庫負担金の増などによるものです。

2項1目総務費国庫補助金は、対前年度比278.7%の大幅な増となっておりますが、これは主に1節総務管理費国庫補助金、説明欄3の個人番号カード交付事業費補助金の増によるものです。

24ページをお願いいたします。

2目民生費国庫補助金は、対前年度比8.6%の増となっております。主な理由は、2節児童福祉費国庫補助金、説明欄3の子どものための教育・保育給付交付金の増などによるものです。

3目衛生費国庫補助金は、対前年度比8.1%の減となっております。主な理由は、前年度に衛生費で計上しておりました子育て世代包括支援センターに係る補助金が児童福祉費へ移行したことによるものです。

4目土木費国庫補助金は、対前年度比64.6%の増となっております。主な理由は、1節道路橋梁費国庫補助金、説明欄1、社会資本整備総合交付金の増などによるものです。

25ページをお願いいたします。

5目教育費国庫補助金は、対前年度比91.0%の大幅な減となっております。主な理由は、1節小学校費国庫補助金のうち、前年度に計上していた小学校の屋内運動場防災機能強化工事の完了によるものです。

26ページをお願いいたします。

15款県支出金です。1項1目民生費県負担金は4.9%の増で、主な理由は、3節児童福祉費県負担金、説明欄4、子どものための教育・保育給付費負担金の増によるものです。

27ページをお願いいたします。

2項2目民生費県補助金は40.7%の増で、主な理由は、2節老人福祉費県補助金、説明欄3、介護施設等整備事業交付金の増によるものです。

28ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金は12.4%の増で、主な理由は、説明欄7、住宅用省エネルギー設備導入促進事業費補助金の増によるものです。

4目農林水産業費県補助金は8.3%の減で、主な理由は、説明欄6「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業費補助金の減によるものです。

29ページをお願いいたします。

5目商工費県補助金は266.0%の大幅な増で、これは2節観光費県補助金、説明欄1、千葉県観光地魅力アップ整備事業補助金の増によるものです。

6目土木費県補助金は大幅な増で、主な理由は、説明欄2の被災住宅修繕緊急支援事業補助金の増などによるものです。

7目消防費県補助金は94.8%の大幅な減で、これは主に、説明欄1、消防防災施設強化事業費補助金の減によるものです。

30ページをお願いいたします。

3項1目総務費委託金は0.5%の増で、主な理由は、4節統計調査費委託金、説明欄4、国勢調査費委託金の増などによるものです。

33ページをお願いいたします。

17款寄附金です。1項1目総務費寄附金は45.9%の増で、主な理由は、説明欄1、ふるさと応援寄附金の増によるものです。

下段になります。18款繰入金です。2項1目財政調整基金繰入金は、対前年度1億8,600万円増の2億6,600万円を計上いたしました。

2目庁舎整備基金繰入金は大幅な増で、7億6,370万円を計上しました。

3目災害復興基金繰入金は、対前年度1億277万2,000円増の1億5,125万2,000円を計上しました。

5目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、対前年度比6.2%減の2億4,442万5,000円を計上しました。

34ページをお願いいたします。

5目地域振興基金繰入金は、対前年度5億150万3,000円増の6億2,551万円を計上いたし

ました。

6目ふるさと応援基金繰入金は、対前年度比2,526万円増の6,526万円を計上しております。

37ページをお願いいたします。

21款市債です。1項1目総務債は33億640万円で、新庁舎建設事業債を計上しております。

2目民生債は490万円で、あさひ健康福祉センター整備事業債を計上しております。

3目衛生債は12億900万円で、1節保健衛生債の水道事業一般会計出資債と2節清掃債の広域ごみ処理施設整備事業債を計上しております。

4目農林水産業債は7,320万円で、説明欄1、農業基盤整備事業債と、説明欄2、広域営農団地農道整備事業債を計上しております。

38ページをお願いいたします。

5目土木債は6億6,680万円で、説明欄1、旭中央病院アクセス道整備事業から、説明欄7、交通安全施設維持補修事業債までの7本を計上しております。

6目消防債は1億2,550万円で、説明欄1、消防施設整備事業債から、説明欄3、防災基盤整備事業債までの3本を計上しております。

7目教育債は1億8,050万円で、小学校施設改修事業債、中学校施設改修事業債、社会教育施設改修事業債、社会体育施設改修事業債、学校給食センター整備事業債を計上しております。

なお、対前年度比5億4,560万円減の主な理由は、干潟公民館の干潟支所移転に係る改修工事の減などによるものです。

8目臨時財政対策債は6億8,000万円で、対前年度2,000万円の減となっております。

市債の合計は62億4,630万円で、対前年度32億5,400万円増となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業について説明させていただきます。

それでは、40ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、対前年度比10.1%の減で、2億330万6,000円を計上いたしました。

次に、2款総務費です。少し飛びまして53ページをお願いいたします。

1項2目人事管理費は1.3%の減です。これは会計年度任用職員に係る報酬などが増となったものの、55ページの中段になります。説明欄3、一部事務組合等負担金のうち、千葉県市町村共済組合負担金の減などにより、全体では減となったものであります。

61ページをお願いいたします。

7目企画費は、対前年度5億3,316万2,000円の大幅な増で、主な理由は66ページをお願いいたします。説明欄9、生涯活躍のまち形成事業の増などによるものです。

71ページをお願いいたします。

10目地域振興費は10.2%の減で、主な理由は72ページをお願いいたします。説明欄6、コミュニティバス等運行事業のうち、昨年度計上しておりました車両購入費がなくなったことによるものです。

74ページをお願いいたします。

11目庁舎建設費は、対前年度39億6,137万7,000円の大幅な増となっておりますが、この主な理由は75ページになります。新庁舎建設工事の最終年度でありまして、14節工事請負費の新庁舎建設工事費が大幅な増となったほか、17節事務用備品費なども増となったことによるものです。

80ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費は17.1%の減で、主な理由は、説明欄1、調査賦課事務費の12節委託料のうち、81ページになります。不動産鑑定委託料の減によるものです。

83ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費は34.6%の増で、主な理由は、説明欄3の住民基本台帳事務費のうち、85ページの上段になります。18節負担金補助及び交付金の通知カード個人番号関連事務委託交付金の増によるものです。

86ページをお願いいたします。

4項2目千葉県知事選挙については、令和2年に執行予定の千葉県知事選挙の経費を計上したものです。

次に、3款民生費です。少し飛ばしまして、98ページをお願いいたします。

1項2目障害者福祉費は2.9%の増で、主な理由は、102ページになります。右下です。説明欄10、自立支援給付事業のうち、103ページになります。19節扶助費の増によるものです。

少し飛びまして、111ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費は1.2%の減で、主な理由は、昨年度計上していたうなかみ幼稚園改築事業の完了によるものです。

少し飛びまして、121ページをお願いいたします。

4目児童福祉施設費は、対前年度3億1,518万4,000円の大幅な減で、主な理由は、説明欄

2、海上保育所改築事業の減によるものです。

128ページをお願いいたします。

5項1目災害救助費は大幅な増で、主な理由は、昨年の台風により被災した住宅の応急修理に係る扶助費の増によるものです。

次に、4款衛生費です。飛びまして、146ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は、対前年度33億6,352万9,000円の大幅な増で、主な理由は、説明欄2、環境衛生事務費のうち、147ページになります。18節負担金補助金及び交付金の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の増によるもので、内容につきましては広域ごみ処理施設建設事業の負担金です。

154ページをお願いいたします。

2項1目塵芥処理費は11.3%の減で、主な理由は、155ページになります。説明欄3、塵芥処理施設運営費のうち、157ページになります。14節工事請負費の中の焼却施設改修工事の減によるものです。

次に、5款労働費です。160ページをお願いいたします。

労働費につきましては0.2%の増となっております。

次に、6款農林水産業費です。165ページをお願いいたします。

1項3目農業振興費は10.4%の減で、主な理由は、168ページをお願いいたします。説明欄9、園芸生産強化支援事業のうち、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の減によるものです。

171ページをお願いいたします。

4目畜産振興費は70.2%の増で、主な理由は、説明欄2、家畜防疫対策事業の家畜伝染病予防事業補助金の増によるものです。

次に、7款商工費です。少し飛びまして、187ページをお願いいたします。

1項3目観光費は8.7%の増で、主な理由は、189ページになります。説明欄3、観光施設管理費の増によるものです。

次に、8款土木費になります。198ページをお願いいたします。

2項2目道路維持費は4.3%の減で、主な理由は、200ページになります。説明欄4、急傾斜地崩壊対策事業の減によるものです。

201ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費は24.9%の増で、主な理由は、202ページになります。説明欄4、飯

岡海上連絡道三川蛇園線整備事業のうち、12節委託料の中の鉄道横断工事委託料の増と、下の203ページになります。説明欄6、震災復興・津波避難道路整備事業のうち、14節工事請負費の増によるものです。

204ページをお願いいたします。

4目橋梁維持費は94.5%の大幅な増で、主な理由は、説明欄1、橋梁長寿命化修繕事業のうち、14節工事請負費の橋梁改修工事の増などによるものです。

4項1目住宅管理費は、対前年度2億1,465万円の大幅な増で、主な理由は、214ページになります。説明欄9、被災住宅修繕事業の今年の台風による被災家屋に対する被災住宅修繕緊急支援事業補助金の新規計上によるものです。

続きまして、9款消防費です。少し飛びまして、223ページをお願いいたします。

3目災害対策費は、対前年度1億3,473万5,000円の大幅な増で、主な理由は、225ページになります。防災行政無線等整備事業の増などによるものです。

次に、10款教育費です。229ページをお願いいたします。

1項2目事務局費は6.5%の減で、主な理由は、幼保無償化に伴い、昨年度計上していた幼稚園就園奨励事業が廃止となり、3款民生費の幼稚園施設等利用給付事業に移行したことによるものです。

235ページをお願いいたします。下の段になります。

2項1目学校管理費は、対前年度1億8,580万4,000円の大幅な減で、主な理由は、昨年度計上していた小学校の屋内運動場防災機能強化工事の完了によるものです。

238ページをお願いいたします。

2項2目教育振興費は23.4%の増で、主な理由は、下の239ページになります。学習指導要領の改訂に伴い、説明欄2、小学校教材備品等購入事業の教育用備品費が増となったことによるものです。

飛びまして、272ページをお願いいたします。

4項11目大原幽学記念館費は39.5%の減で、主な理由は、昨年度計上していた空調設備工事の完了によるものです。

275ページをお願いいたします。

4項12目キャンプ場費は、対前年度2,224万3,000円の大幅な増で、主な要因は、276ページ上のほうです。14節工事請負費のキャンプ場改修工事の増によるものです。

13目社会教育施設再編費は、対前年度3億5,823万6,000円の大幅な減で、主な要因は、昨

年度計上していた干潟公民館の干潟支所への機能移転に係る大規模改造工事の完了によるものです。

277ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費は58.7%の大幅な増で、主な理由は、279ページになります。説明欄7、東京オリンピック事前キャンプ地誘致等事業の増によるものです。

280ページをお願いいたします。

5項2目体育施設費は42.6%の大幅な減で、主な理由は、285ページになります。説明欄5、社会体育施設改修事業で、昨年度計上していた総合体育館の改修工事の完了による減と、286ページになります。説明欄7、サッカー場整備事業の減などによるものです。

次に、12款公債費です。少し飛びまして、296ページをお願いいたします。

1目の元金は2.7%の増、2目の利子は18.2%の減となっております。

次に、13款諸支出金です。298ページをお願いいたします。中段になります。

2項1目水道事業公営企業費は14.4%の減で、主な理由は、説明欄2、水道事業会計出資金が配水管布設工事の減により減となったためです。

300ページをお願いいたします。

14款の予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上で歳出の主な内容についての説明を終わります。

続きまして、その下、301ページをお願いいたします。

ここから308ページまでは給与費明細書となっております。

301ページ、1、特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

下から2番目、その他の特別職が大きく減っておりますが、こちらは交通指導員や保健推進員が、非常勤特別職から非公務員に移行したことなどによるものです。

302ページをお願いいたします。

2、一般職のうち、(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について、前年度と比較したもので、会計年度任用職員を含めた表です。

その下の303ページをお願いいたします。

こちらは、一般職のうち会計年度任用職員以外の職員の表です。会計年度任用職員以外の職員数は、前年度と比べて2人の減で、金額は合計で686万8,000円の増となっております。

304ページをお願いいたします。

こちらは会計年度任用職員の表となっております。職員数は、フルタイム会計年度任用職員の数で、括弧内はパートタイム会計年度任用職員の外書きとなっております。

会計年度任用職員の給与費の合計は7億5,880万1,000円となっております。

このほかの内容につきましては、305ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、309ページをお願いいたします。

この表は、新庁舎建設事業の設計等委託料及び建設工事費に係る平成29年度から令和2年度まで4年間の継続費に関する調書となっております。

310ページをお願いいたします。

ここから312ページまでは債務負担行為に関する調書で、支出が令和2年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものです。

313ページをお願いいたします。

この表は、地方債に関する調書です。一番下の計の欄をご覧ください。

左から順に、平成30年度末の現在高が282億4,280万6,000円、その右が、令和元年度末現在高見込額で297億7,585万3,000円、その右が、令和2年度中の起債見込額で62億4,630万円、その右が、令和2年度中の元金償還見込額で29億3,330万8,000円です。一番右は、令和2年度末の現在高見込額で330億8,884万5,000円です。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） 議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の315ページをお願いいたします。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億1,600万円といたしました。

少し飛びますけれども、321ページをご覧ください。

歳入の1款諸収入として、貸付金元利収入21億5,500万円を計上いたしました。これは、病院事業債の元利償還金分として地方独立行政法人からのものとなります。

また、2款負債として、病院債18億6,100万円を計上しました。これは、法人が行います放射線治療棟の整備と医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

322ページをお願いいたします。

歳出の1款事業費ですが、貸付金として18億6,100万円を計上しました。これは、歳入で計上しました病院債をそのまま法人に貸し付けるものです。

2款公債費は、1目元金17億7,894万3,000円及び2目利子3億7,605万7,000円、合わせて21万5,500万円を計上しました。これは、歳入で計上いたしました貸付金元利収入をそのまま償還するものでございます。

323ページをお願いいたします。

説明申し上げました歳入歳出の結果、令和2年度末の病院債現在高は、表の一番右側になりますけれども、223億1,616万5,000円と見込んでおります。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 在田浩治 登壇）

○保険年金課長（在田浩治） 議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の325ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を事業勘定85億7,800万円、施設勘定8,300万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の326ページから334ページまでは、歳入歳出の項立て予算及び事業別明細書の総括でご

ざいますので説明を省略させていただきまして、詳細につきましては335ページ以降でご説明いたします。

それでは、335ページをお願いいたします。

初めに、事業勘定の歳入からになります。

1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税は18億8,415万1,000円を見込み、前年度と比較して5.6%の減となりました。主な要因は、令和元年度に多発した自然災害や被保険者数の減少によるものです。

2目退職被保険者等国民健康保険税は23万1,000円で、前年度と比較して93.2%の減となっております。要因は、退職者医療制度廃止に伴う経過措置期間終了によるものです。

336ページをお願いいたします。

国民健康保険税の総額は18億8,438万2,000円を見込み、前年度と比較して5.7%の減となっております。

4款国庫支出金は、補助金等の交付を受けるため、新たに科目を設定いたしました。

1項1目、災害臨時特例補助金に1,000円、2目国保制度関係業務事業費補助金に708万4,000円、337ページに移りまして、3目システム整備事業費補助金に1,000円、総額で708万6,000円を見込みました。

5款県支出金は60億310万円で、前年度と比較して1.5%の増となりました。説明欄記載の医療費分に対し、全額交付される保険給付費等普通交付金が58億5,765万4,000円、保健事業などに対する保険給付費等特別交付金が1億4,544万6,000円となります。増加の要因は、保険給付費等特別交付金において被保険者の健康の保持促進、医療費の適正化等に係る取組に応じ交付される保険者努力支援制度交付金の予算計上によるものです。

7款1項1目、一般会計繰入金は4億9,089万8,000円で、前年度と比較して2.9%の減を見込みました。

338ページをお願いいたします。

2項1目財政調整基金繰入金は、税収の減収を補填するため1億2,000万円を見込みました。

9款1項1目、延滞金及び過料には2,000万1,000円を見込みました。

339ページをお願いいたします。

3項1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入には、2,554万5,000円を見込みました。

4項雑入の主なものといたしましては、1目第三者納付金や、340ページに移りまして、説

明欄 1 の人間ドック自己負担収入などでありまして、総額で2,676万5,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

341ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費は3,491万2,000円で、前年度と比較して18.7%の減となりました。主な要因は、法改正に伴うシステム改修費の減少によるものです。

342ページをお願いいたします。

2 項徴税費は、税務の事務費として1,653万4,000円を見込みました。

344ページをお願いいたします。

2 款 1 項療養諸費は、345ページに移りまして、総額で51億1,596万4,000円、前年度と比較して0.3%の増となりました。主な要因は、1 人当たりの医療費の増加によるものです。なお、医療費分につきましては、保険給付費等普通交付金として県から全額交付されます。

2 項高額療養費の総額は 7 億4,360万9,000円で、前年度と比較して2.1%の増となりました。こちらも同様に、県から全額交付されるものです。

346ページをお願いいたします。

4 項出産育児諸費は2,941万5,000円で、前年度と比較して12.5%の減となりました。

347ページに移りまして、3 款保険事業費納付金は、1 項 1 目医療給付費分が15億7,294万7,000円、2 目後期高齢者支援金分が 6 億188万2,000円、348ページに移りまして、3 目介護分が 2 億6,628万4,000円であり、総額は24億4,111万3,000円で、前年度と比較して2.8%の増となりました。主な要因は、市町村向け交付金の精算が終了したことによるものです。

4 款保健事業費は、1 億2,549万8,000円を見込みました。主なものは、説明欄 1、特定健康診査等事業に8,082万8,000円、349ページに移りまして、説明欄 2 の特定保健指導事業に382万7,000円、説明欄 3 の短期人間ドック事業に3,844万円となります。

少し飛びまして、352ページをお願いいたします。

7 款 3 項 1 目の直営診療施設補助金は、1,710万円となります。こちらは、旭中央病院に対する補助金でございまして、病院の運営や各種事業に対し県から交付される額を、国保事業勘定を経由して交付するものです。

4 項 1 目の施設勘定繰出金30万円は、診療施設の運営に対し県から交付される額を、事業勘定を経由して施設勘定へ繰り出すものです。令和元年度は、医療機器の更新費用が108万円でございましたので、その分が減少となっております。

353ページに移りまして、8款予備費は、前年度同額の3,000万円を計上いたしました。

354ページから355ページは、給与費明細書となります。

続きまして、施設勘定についてご説明いたします。

少し飛びまして、359ページをお願いいたします。

1款1項、外来収入の総額は6,595万円で、前年度と比較して1.7%の増を見込みました。外来患者数は前年度並みで見込んでおりますが、1患者当たりの診療収入は若干の増加を見込んでおります。

2項その他の診療収入は519万3,000円を見込みました。各種健診や予防接種などの収入でございます。

361ページをお願いいたします。

4款1項他会計繰入金は740万円で、前年度と比較して108万円の減を見込みました。事業勘定の歳出、施設勘定繰出金で申し上げましたが、医療機器の更新費用分が減少しております。

2項基金繰入金は200万円で、800万円の減となります。医療機器の更新費用や施設整備費用の減少によるものです。

5款繰越金は196万8,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

363ページをお願いいたします。

1款1項施設管理費の総額は、365ページをお願いいたします。4,626万円、前年度と比較して0.4%の増となりました。会計年度任用職員制度への移行に伴う人件費を見込んでおります。

366ページをお願いいたします。

2款1項医業費は、367ページに移りまして、総額で3,457万1,000円で、前年度と比較して19.2%の減を見込みました。減少の要因は、医療機器などの更新終了と医薬材料費の減少によるものです。

369ページから374ページは、給与費明細書となります。

以上で議案第3号の補足説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第4号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の375ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額を7億100万円と定めるものです。

次の376ページから380ページは、歳入歳出予算及び事項別明細書の総括でございますので説明を省略させていただきまして、詳細につきましては381ページ以降でご説明いたします。

381ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

1款保険料は5億934万5,000円で、前年度と比較して15.5%の増を見込みました。内訳は、説明欄にあります、年金からあらかじめ差し引く現年度分特別徴収保険料に3億4,090万円、納付書等で納める現年度分普通徴収保険料に1億6,617万6,000円、滞納繰越分普通徴収保険料に226万9,000円です。

また、令和2年度は、保険料率の改定により均等割が4万1,000円から4万3,400円となり2,400円の増、所得割率が7.89%から8.39%となり0.5ポイントの増、賦課限度額が62万円から64万円となり2万円の増となっております。

2款繰入金は、一般会計からのルール分に対する繰入で、説明欄記載のとおり事務費繰入金として2,032万4,000円、保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金として1億6,330万3,000円、合わせまして1億8,362万7,000円を見込みました。保険基盤安定繰入金につきましては、全額広域連合へ支出するものです。

3款の繰越金は、500万円を見込みました。

382ページをお願いいたします。

4款2項償還金及び還付加算金は、169万2,000円を見込みました。これは、過年度分の納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合から全額補填されるものです。

3項受託事業収入133万3,000円は、広域連合からの保険料決定通知や歯科検診などの通知業務を行うための収入でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

384ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、1,905万4,000円を見込みました。増加の要因としては、保険料軽減変更に伴うシステム改修費等によるものです。

2項1目徴収費は保険料の徴収に要する経費で、260万3,000円を見込みました。

385ページをお願いいたします。

2款広域連合納付金は6億7,264万8,000円を見込みました。これは、徴収した保険料と保

除料の軽減分に対する繰入額を全額広域連合に支出するものであります。

3 款 1 項償還金及び還付加算金は、169万5,000円を見込みました。支出する額は全額広域連合より補填されます。

386ページをお願いいたします。

4 款の予備費は、前年度と同額の500万円を見込みました。

以上で議案第 4 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（伊藤 保） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 5 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第 5 号、令和 2 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の387ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を52億4,500万円と定めるものです。

第 2 条は、歳出予算中各項の間で流用できる経費を定めるものです。

次の388ページから391ページは歳入歳出予算の款項ごとの金額であり、393ページと394ページは事項別明細書の総括となっておりますので説明を省略させていただきまして、395ページの歳入から予算の内容について主なものをご説明申し上げます。

395ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は11億6,382万4,000円で、保険料基準額は年額 6 万1,200円、納付義務者数を 2 万277人と見込み、対前年度1.5%の増で計上いたしました。内訳は、現年度分の91.7%に当たる 1 節現年度分特別徴収保険料を10億7,545万2,000円と見込み、2 節現年度分普通徴収保険料は8,264万3,000円、3 節過年度分普通徴収保険料は572万9,000円を見込みました。

2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は 8 億6,621万1,000円、対前年度0.4%の増、2 項 1 目調整交付金は 2 億549万5,000円、対前年度15.0%の減で、2 目地域支援事業交付金は7,825万7,000円、対前年度1.5%の増でそれぞれ計上いたしました。

396ページをお願いいたします。

3 目保険者機能強化推進交付金は667万3,000円、対前年度4.7%の減で計上いたしました。

3 款支払基金交付金の計は13億6,390万7,000円で、対前年度0.5%の増で計上いたしました。増となった主な理由は、介護給付費交付金の増によるものです。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は 7 億 2,083 万 4,000 円、対前年度 0.3% の増で計上いたしました。

397 ページをお願いいたします。

同じく 4 款県支出金、2 項 1 目地域支援事業交付金は 3,912 万 8,000 円、対前年度 1.5% の増で計上いたしました。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金の計は 7 億 8,709 万 8,000 円、対前年度比 4.9% の増で計上いたしました。増となった主な理由は、低所得者保険料軽減繰入金の増によるものでございます。

398 ページをお願いいたします。

8 款諸収入、2 項雑入のうち、399 ページをお願いいたします。2 目雑入は 1,353 万 6,000 円を計上いたしました。主なものは、配食サービス事業利用収入や介護予防ケアマネジメント費収入です。

以上で歳入関係の説明を終わります。

続きまして、400 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 1,694 万 8,000 円、対前年度 6.5% の増で計上いたしました。

402 ページをお願いいたします。

3 項 2 目認定調査費は 2,478 万 8,000 円、対前年度 47.5% の増で計上いたしました。増となった主な理由は、会計年度任用職員制度の導入による職員手当等の増によるものでございます。

404 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項 2 目地域密着型介護サービス給付費は 7 億 4,311 万 1,000 円、対前年度 2.4% の増で計上いたしました。

406 ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護予防サービス給付費は、サービス利用対象者の増を見込み、4,688 万円、対前年度 33.3% の増で計上いたしました。

続いて、少し飛びまして、412 ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、サービス利用の対象者の増を見込み、1 億 4,287 万 9,000 円、対前年度 8.6% の増で計上いたしました。

415ページをお願いいたします。

3 項 1 目包括的支援事業費は7,194万4,000円、対前年度0.4%の減で計上いたしました。

続いて、少し飛びまして、422ページをお願いいたします。

6 款諸支出金は、118万5,000円を計上いたしました。主なものは、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金です。

7 款の予備費は、前年度同様1,000万円を計上いたしました。

424ページから430ページまでは、給与費明細書となっております。

以上で議案第 5 号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 6 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 宮負 亨 登壇）

○水道課長（宮負 亨） それでは、議案第 6 号、令和 2 年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和 2 年度旭市水道事業会計予算をご用意のほどよろしくお願いいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は総則となっております。第 2 条は業務の予定量で、（1）給水件数を 2 万1,060 件、年間給水量を620万2,987立方メートルとし、1 日平均給水量を 1 万6,994立方メートルと予定いたしました。（2）の主要な建設改良の事業費は、配水管布設工事に7,449万2,000 円、配水管布設替工事に1,328万8,000円を予定いたしました。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

第 3 条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

第 4 条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ次の 3 ページにかけまして記載額のとおり定めました。

なお、資本的収支の不足額 1 億3,723万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたします。

続いて 4 ページをお願いいたします。

第 5 条は、企業債について、飯岡配水場高区圧力タンク更新の限度額を4,400万円と定め、起債の方法、利率などは表に記載のとおりでございます。

第 6 条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

続きまして、下の5ページをご覧ください。

第9条は、他会計からの補助金について、一般会計から水道事業会計への補助金として7,953万円を高料金対策に係るものとして受けることを記載したものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を510万2,000円と定めるもので、これは量水器などの購入費を予定したものでございます。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となっております。

7ページをお願いいたします。

令和2年度、旭市水道事業会計予算実施計画となります。

まず、収益的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

初めに、収入でございますが、1款水道事業収益を16億6,604万8,000円、前年度と比べ1,220万4,000円、0.7%の減を見込んでおります。

1項の営業収益は14億5,684万3,000円で、このうち主なものは1目給水収益の14億4,158万9,000円で、水道料金収入でございます。これは、年間有収水量を582万4,605立方メートルと見込んでおります。

2項の営業外収益は2億920万5,000円で、主なものは2目他会計補助金の8,028万2,000円で、高料金対策及び児童手当に要する経費として一般会計からの補助金でございます。

また、3目補助金7,062万1,000円は、同じく高料金対策に要する経費として、千葉県市町村水道総合対策事業補助金を見込んでおります。

続きまして、8ページをお願いします。

次に、支出についてご説明申し上げます。

1款水道事業費用は14億7,916万2,000円で、前年度と比べ1,495万3,000円、1%の増を予定いたしました。

1項の営業費用は14億2,623万5,000円で、このうち主なものは1目原水及び浄水費の8億2,514万8,000円と5目減価償却費の2億4,234万8,000円でございます。

次の9ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は9,811万8,000円で、前年度と比べ3,078万7,000円、45.7%の増を見込んで

であります。主な内訳といたしまして、1項1目企業債の4,400万円は上水道事業債として飯岡配水場高区圧力タンクの更新事業に関わる新規借入分を、2項1目出資金の1,226万円は一般会計の出資金を、3項1目負担金の1,173万2,000円は、消火栓設置負担金及び配水管布設工事などの負担金を見込んでおります。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出を2億3,535万7,000円、前年度と比べ2,542万9,000円、12.1%の増を予定いたしました。主な内訳といたしまして、1項建設改良費1億7,142万4,000円のうち、1目拡張工事費は、配水管の布設工事や仕切弁の設置工事などで8,549万8,000円、2目改良工事費は、配水管の布設替工事や道路事業などに伴う切り回し工事で、2,820万4,000円、3目固定資産取得費は、飯岡配水場高区圧力タンク更新などの各配水場の設備の更新などで5,772万2,000円を予定しております。

次の10ページから11ページまでは、令和2年度旭市水道事業会計予定キャッシュフロー計算書となります。

12ページから15ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

16ページから18ページにつきましては、令和2年度末の予定貸借対照表となっております。

また、19ページから23ページにつきましては、令和元年度の予定損益計算書及び令和元年度末の予定貸借対照表となっております。

次の24ページから25ページは注記で、会計処理の基準及び手続を表示したものとなります。各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして議案第6号、令和2年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 丸山 浩 登壇）

○下水道課長（丸山 浩） 議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

別冊の予算書をお手元にご用意ください。

まず、予算書の1ページをお開き願います。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、供用面積を202ヘクタール、年間有収水量を56万6,800立方メー

トルとし、1日平均有収水量を1,552.9立方メートルと予定いたしました。

2ページをお願いいたします。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

2ページの下から3ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額5,659万6,000円につきましては、引継金で補填いたします。

第4条の2では、特例的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。これは、令和2年4月1日からの地方公営企業法適用に伴いまして、令和2年3月31日をもって特別会計の出納を閉鎖しますことから、地方公営企業法適用以前に発生する未収金及び未払金を予定したものでございます。

4ページをお願いいたします。

第5条は企業債であり、6,960万円を借り入れるものです。

第6条は、一時借入金の限度額を1億6,000万円と定めるものです。

第7条は、予定支出の各項で流用することができる場合について定めるものです。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものです。次のページからは、令和2年度公共下水道事業会計予算に関する説明書となります。

5ページをお願いいたします。

令和2年度旭市公共下水道事業会計予算実施計画となります。

収益的収入及び支出における収入の部は、1款下水道事業収益5億6,456万9,000円と見込んでおります。

1項の営業収益は1億339万2,000円で、このうち主なものといたしまして、1目下水道使用料1億298万4,000円を見込んでおります。

2項の営業外収益は4億6,117万7,000円で、1目他会計負担金2億4,370万3,000円、2目長期前受金戻入2億1,747万4,000円を見込んでおります。

6ページをお願いいたします。

支出の部につきましては、1款下水道事業費用を5億6,456万9,000円と予定いたしました。

1項の営業費用は4億8,970万5,000円で、このうち主なものは、2目処理場費1億6,057万7,000円、4目減価償却費2億6,987万8,000円となっております。

2項の営業外費用は6,290万7,000円で、このうち主なものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費5,749万3,000円となっております。

7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出における収入の部は、1款資本的収入を2億1,101万8,000円と見込んでおります。このうち主なものといたしまして、1項1目企業債6,960万円、2項1目他会計負担金1億4,129万7,000円を見込んでおります。

支出の部につきましては、1款資本的支出を2億6,761万4,000円と予定いたしました。このうち主なものは、2項1目企業債償還金で2億6,646万1,000円と予定いたしました。

次に、8ページから9ページまでは、令和2年度旭市公共下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書となります。

10ページから11ページまでは、給与費明細書となります。

12ページから14ページにつきましては、令和2年度末の旭市公共下水道事業予定貸借対照表となります。

15ページから16ページにつきましては、令和2年度当初の旭市公共下水道事業予定開始貸借対照表となります。

最後に、17ページから18ページにつきましては、注記となります。内容につきましては、会計処理の基準及び手続を記載したものとなっております。

以上で議案第7号、旭市公共下水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） 議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

別冊の予算書をお願いいたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、（1）供用面積を48ヘクタール、年間有収水量を13万7,743立方メートルとし、1日平均の有収水量を377.4立方メートルと予定いたしました。

2ページをお開きください。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり決めました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり決めました。

なお、資本的収支の不足額419万6,000円につきましては、引継金、当年度分損益勘定留保

資金で補填をいたす予定でございます。

3 ページ中段をお願いいたします。

第4条の2では、特例的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。これは、令和2年4月1日からの地方公営企業法適用に伴い、3月31日をもって特別会計の出納閉鎖をすることから、地方公営企業法適用年度以前に発生する未収金及び未払金を予定したものでございます。

第5条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものであります。

第6条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものであります。

4 ページをお開きください。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。次のページからは、農業集落排水事業会計予算に関する説明書になります。

5 ページをお開きください。

令和2年度旭市農業集落排水事業会計予算実施計画になります。

収入の部は、1 款下水道事業収益を7,459万5,000円と見込んでおります。1 項の営業収益は1,721万1,000円で、1 目の下水道使用料として農業集落排水処理施設使用料を見込んでおります。

2 項の営業外収益は5,738万4,000円で、主なものは2 目の他会計負担金の2,701万5,000円で、3 目長期前受金戻入益3,036万6,000円を見込んでおります。

次に、6 ページをお開きください。支出の部になります。

1 款下水道事業費用は、7,459万5,000円と予定いたしました。

1 項の営業費用は6,832万3,000円で、このうち主なものは、3 目処理場費1,905万7,000円と5 目の減価償却費の3,321万1,000円となっております。

2 項の営業外費用は431万1,000円で、主なものは1 目支払利息及び企業債取扱諸費309万3,000円となります。

3 項の特別損失は146万1,000円で、主なものは2 目のその他特別損失の145万6,000円で、賞与引当金、前年度分消費税及び地方消費税納付額を予定いたしました。

次の7 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出となります。

収入の部ですが、1 款資本的収入は1,212万5,000円を見込んでおります。

1 項1 目の他会計負担金は1,170万5,000円で、企業債の元金分として一般会計から繰入金を見込んでおります。

2 項 1 目の分担金の42万円は、新規加入 1 件を見込んでおります。

支出の部は、1 款資本的支出を1,632万1,000円と予定いたしました。

1 項 1 目の企業債償還金の1,632万1,000円で、企業債償還元金分を予定いたしました。

次に、8 ページから 9 ページまでは、令和 2 年度旭市農業集落排水事業会計予定キャッシュフロー計算書となります。

10ページから11ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

12ページから14ページにつきましては、令和 2 年度末の予定貸借対照表となっております。

また、15ページから16ページにつきましては令和 2 年度当初の予定貸借対照表となります。

最後に、17ページから18ページは注記になりまして、会計処理の基準及び手続を記載したものとします。

以上で議案第 8 号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 9 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第 9 号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億7,500万円を追加し、予算の総額を339億6,900万円とするものです。

第 2 条、繰越明許費の補正と第 3 条、地方債の補正につきましては、後ほど説明させていただきます。

6 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正です。上の表、繰越明許費の追加は16事業について設定するものです。事業ごとの内容を申し上げますと、3 款 1 項社会福祉費、プレミアム付商品券事業は、商品券の利用期間が 3 月末であるため、4 月以降に取扱店において換金の手続を行う必要があるため繰越するものです。

3 項児童福祉費、海上保育所改築事業は、台風15号などの影響による遅延や設計変更などにより年度内の事業完了が困難なため繰越するものです。

4 款 2 項清掃費、災害廃棄物処理事業は、今回計上した台風による被災損壊家屋の解体・撤去工事に期間を要するため、年度内の完了が困難なことから繰越するものです。

6款1項農業費のうち、農業振興事務費は、農業振興地域整備計画の策定に当たり農振地域の全体見直しに係る県との協議に時間を要しており、年度内の事業完了が困難なことから繰越しするものです。

次の園芸生産強化新事業は、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業の事業実施主体の一部が台風15号などの被害の影響により今年度中の事業完了が困難となったことから繰越しするものです。

次の農業災害対策支援事業は、台風被害を受けた農家が農業用ハウス等の復旧を行うために必要な資材等の納入の遅れにより、年度内での事業完了が困難となったことから繰越しするものです。

8款2項道路橋梁費のうち道路維持補修事業は、災害復旧工事における工法の検討や地権者との協議に不測の期間を要し、年度内に工期を確保できないため繰越しするものです。

次の道路新設改良工事は、関係機関との協議や道路境界の確定などに不測の日数を要し、工期が確保できないため繰越しするものです。

次の蛇園南地区流末排水整備事業は、工事区域内の信号機の移転に関し警察との協議に不測の期間を要したことなどから、工期が確保できないため繰越しするものです。

次の旭市中央病院アクセス道整備事業は、農業用パイプラインの施工位置の協議に不測の日数を要し、工期が確保できないため繰越しするものです。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、鉄道横断工事に係るJR側の工事発注に日数を要し、工期が確保できないため繰越しするものです。

次の南堀之内バイパス整備事業は、工法の検討及び関係地権者との協議に不測の日数を要し、工期が確保できないため繰越しするものです。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、警察との協議及び用地補償物件の移転に不測の日数を要し、工期が確保できないため繰越しするものです。

4項住宅費、被災住宅修繕支援事業は、昨年の台風による被災住宅の修繕が施工業者の不足などにより年度内の完了が困難なことから繰越しするものです。

11款3項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費は、台風被害による埴地区ののり面復旧工事が、工法の検討等に不測の日数を要し、年度内に工期を確保することができないため繰越しするものです。

4項文教施設災害復旧費のうち社会教育施設災害復旧費は、大原幽学遺跡公園の宝蔵庫の修繕で、国の追加補正の決定に伴い実施することとなったことから、年度内の工事完了が困

難なため繰越しするものです。

下の表は、繰越明許費の変更です。

10款3項中学校費、中学校大規模改造事業は、昨年12月に設定しておりますが、令和2年度に予定していた干潟中学校の技術教室棟の防災機能強化工事が前倒しで国の交付金の採択予定となったことから、工期が確保できず年度内完了が困難であるため、これを追加し増額変更するものです。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正の変更です。中学校大規模改造事業は、先ほど繰越明許費で説明しました、前倒しで国の交付金の採択となった干潟中学校の技術教室棟の防災機能強化工事分を追加するものです。

次の災害復旧事業は、昨年の台風被害に係る道路復旧工事に係る地方債を増額するものです。

11ページをお願いいたします。

歳入から順を追って説明いたします。

9款1項1目地方交付税2億3,227万1,000円の追加は、普通交付税の留保額を今回の補正財源として計上するものです。

13款1項1目民生費国庫負担金534万円の追加は、障害児相談支援や児童発達支援給付などの経費に対する補助金です。

3目災害復旧費国庫負担金429万2,000円の追加は、昨年の台風被害に係る埤地区ののり面復旧工事に対する補助金です。

2項1目総務費国庫補助金913万8,000円の追加は、個人番号カード交付事業の委任に係る補助金です。

3目衛生費国庫補助金1,630万3,000円の追加は、昨年の台風による災害廃棄物の処分等に係る費用及び被災損壊家屋の解体・撤去工事に対する補助金です。

4目土木費国庫補助金3,346万円の減は、昨年の台風により被災した住宅の修繕支援事業に対する補助金で、国と県の負担割合が決定したことから財源変更するもので、国分は減額、県分は増額となります。

12ページをお願いいたします。

5目教育費国庫補助金2,838万2,000円の追加は、説明欄の上段、学校施設環境改善交付金として干潟中学校技術教室棟の防災機能強化工事に係る交付金の増額と、その下、文化財保

存事業費補助金として、昨年の台風で被害を受けた大原幽学遺跡公園内の施設復旧工事に対する補助金の増額によるものです。

14款 1 項 1 目民生費県負担金275万5,000円の追加は、説明欄 1、障害児通所給付費等負担金の増によるもので、国庫負担金と合わせて交付されるものです。

2 項 4 目農林水産業費県補助金18億1,123万1,000円の追加は、説明欄 1、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業費補助金は減であるものの、2の担い手確保・経営強化支援事業費補助金の増と、昨年の台風で被災した農業用ハウス等の施設復旧に対する、3、農業災害対策支援事業補助金が大幅な増となったことによるものです。

6 目土木費県補助金7,453万6,000円の追加は、被災住宅修繕緊急支援事業補助金の増で、先ほど説明いたしました被災した住宅の修繕支援事業に対する県の補助金で、こちらは増額となります。

8 目教育費県補助金270万円の追加は、文化財保存整備事業費補助金の増で、大原幽学遺跡公園の復旧に係るもので、国の補助金と併せて交付される県の補助金です。

13ページをお願いいたします。

15款 1 項 2 目利子及び配当金4,868万6,000円の追加は、財政調整基金利子で運用している国債の売却益及び運用利子によるものです。

16款 1 項 1 目総務費寄附金1,387万3,000円の追加は、ふるさと応援寄附制度による寄附金を増額するものです。

3 目一般寄附金760万円の追加は、昨年の台風による被害に対する災害見舞金及び東日本大震災に対する見舞金です。

4 目教育費寄附金50万円の追加は、育英事業に対する寄附です。

17款 1 項 1 目介護保険事業特別会計繰入金2,623万1,000円の追加は、平成30年度の介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分です。

14ページをお願いいたします。

2 目農業集落排水事業特別会計繰入金126万円の追加は、受益者分担金の受入れに伴う農業集落排水事業特別会計からの繰入金です。

17款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 3 億2,200万円の追加は、財政調整基金からの繰入金を今回の補正財源として計上するものです。

18款 1 項 1 目繰越金 2 億4,126万2,000円の追加は、留保していた前年度繰越金を今回の補正財源として計上するものです。

20款市債につきましては、先ほど第3表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明は終わりました、続きまして歳出について説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

2款1項4目財産管理費100万円の追加は、先ほど説明いたしました災害見舞金のうち東日本大震災の被害に対しての寄附金を積み立てるものです。

6目財産管理費4億3,868万6,000円の追加は、平成29年度分の決算剰余金の2分の1の積立てと財政調整基金に係る国債の売却益及び運用利子を積み立てるものです。

7目企画費1,787万8,000円の追加は、ふるさと応援寄附制度による寄附金の増加に伴う手数料及び委託料の増額と寄附金の増加分の基金への積立てです。

12目諸費7,402万円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増です。

17ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費913万8,000円の追加は、個人番号カード交付事務の増に伴い、委任先である地方公共団体情報システム機構に対する交付金が増額となるもので、この分につきましては全額国の補助金により補填されます。

3款3項5目障害児福祉費1,068万1,000円の追加は、障害児相談支援や児童発達支援などのサービス利用者が増えたため、給付費を増額するものです。

4款1項4目環境衛生費は、災害廃棄物の処分等に係る費用に係る一般財源から国庫支出金への財源変更です。

18ページをお願いいたします。

4款2項1目塵芥処理費は、昨年の台風による被災損壊家屋の解体・撤去工事に係る費用を計上するものです。

6款1項3目農業振興費22億2,870万9,000円の追加は、歳入で説明いたしました、説明欄にあります「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の減や、担い手確保・経営強化支援事業費補助金の増、また、昨年の台風で被災した農業用ハウス等の施設復旧に対する補助金である農業災害対策支援事業補助金を計上するものです。

19ページをお願いいたします。

7款1項3目観光費は、昨年の台風被害に係る観光施設の修繕工事に係る費用の一般財源から起債への財源変更です。

8款2項2目道路維持費は、昨年の台風被害による埧地区ののり面復旧工事の設計に係る費用の一般財源から起債への財源変更です。

8款4項1目住宅管理費は、昨年の台風により被災した住宅の修繕に対する補助金について、国及び県の負担割合が決定したことから財源変更するもので、国分は減額、県分が増額、一般財源は減額となります。

20ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費50万円の追加は、育英事業に対する寄附を旭市育英基金に積み立てるものです。

10款3項1目、学校管理費5,541万8,000円の追加は、干潟中学校技術教室棟の防災機能強化工事に係る設計監理委託料及び工事費を計上するものです。

21ページをお願いいたします。

11款3項1目道路橋梁災害復旧費1,100万円の追加は、昨年の台風被害による埦地区ののり面復旧工事に係る費用を計上するものです。

11款4項2目社会教育施設災害復旧費843万6,000円の追加は、昨年の台風により被害を受けた大原幽学遺跡公園の宝蔵庫の修繕に係る費用を計上するものです。

11款5項1目その他公共・公用施設災害復旧費は、昨年の台風により被害を受けた観光街路灯の修繕に係る費用を一般財源から起債へ財源変更するものです。

22ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。事業費の変更により、令和元年度の起債額を6,010万円増額するもので、これにより令和元年度末現在高見込額を、一番右下になりますけれども、298億3,595万3,000円とするものです。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第10号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 在田浩治 登壇)

○保険年金課長(在田浩治) 議案第10号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億3,000万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別の歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それを事項別にした明細書の総括となっております。

内容につきましては、7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

4款1項1目保険給付費等交付金4,000万円の追加は、説明欄1、保険給付費等特別交付金に4,000万円を増額するものです。

補正の内容につきましては、旭中央病院の実施した電子カルテ更新事業が国の特別調整交付金の対象となり得ることから、本年1月付で急遽、追加の国庫補助申請を行ったことにより、国の特別調整交付金は、県を通じて100%交付されますので、国庫補助の上限額であります4,000万円を補正計上いたしました。

続いて、8ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

7款3項1目直営診療施設補助金4,000万円の追加は、旭中央病院への補助金でございます。旭市国民健康保険調整交付金補助金交付要綱に基づき、旭中央病院が実施した電子カルテ更新事業に対して補助金を交付するものです。

本補助金の交付基準は、国の特別調整交付金の交付基準に準じているため、国の特別調整交付金に該当した場合、同額を旭中央病院に交付いたします。

補助金の額は、歳入と同額の4,000万円を計上いたしました。

以上で議案第10号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長(伊藤 保) 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇)

○高齢者福祉課長(浪川恭房) 議案第11号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度旭市介護保険事業特別会計予算の名称を令和元年度旭市介護保険事業特別会計予算とするものです。

続きまして、第1条は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,400万円とするものです。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、5ページと6ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

3款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金における145万2,000円は、平成30年度地域支援事業の追加交付金となります。前年度に9か月分の事業費を基に見込額で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため計上するものであります。

7款の繰越金ですが、平成30年度決算に基づく繰越額1億5,657万3,000円を計上するものであります。

8ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金は、9,386万7,000円を追加し、9,391万5,000円といたしました。これは、基金運用利息と平成30年度の剰余金を積み立てるものでございます。

6款1項2目償還金は、6,413万3,000円を追加し、6,413万7,000円とするもので、平成30年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） 議案第12号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、予算の総額を8,026万円とするものでございます。

少し飛びますが7ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1款1項1目の受益者分担金は、新規加入者3件の増により126万円を増額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページは歳出になります。

4款1項1目繰出金126万円の補正は、歳入の受益者分担金の全額を一般会計へ繰り出すため、一般会計繰出金を増額するものでございます。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 農水産課長の説明は終わりました。

議案第13号、議案第14号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 議案第13号及び議案第14号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第13号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、旭市下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、所要の改正を行うものであります。

お手元の新旧対照表の1ページをご覧ください。

別表の改正として、市長の権限に属する事務を処理するために設置する課から「下水道課」を削るものです。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

続いて、議案第14号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、下水道事業、農業集落排水事業の公営企業への移行に伴い、新たに公営企業職員の定数を定めるとともに、職員の定数管理を適切に行うため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

第2条は定義の改正であります。令和2年度から、臨時的任用の職員は原則定数に含まれ

るため、条文から文言を削るものです。

次に、第3条をご覧ください。改正の内容は、第3条の各号に規定する職員の定数と部門別職員の名称について改正するもので、第1号の議会事務局の職員を8人から7人に、第2号の市長事務部局の職員を525人から452人に、第3号の選挙管理委員会事務局の職員を9人から7人に、一つ飛ばしまして、第5号の教育委員会事務局の職員を105人から59人に、第6号の農業委員会事務局の職員を7人から5人に、第7号の消防職員を130人から121人にそれぞれ改正し、第8号は、名称を水道事業企業職員から公営企業職員に改め、定数も15人から21人に改正するものであります。

なお、公営企業職員は、水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の職員となります。

また、今回の改正により、第1号から第8号までの定数の合計は802人から675人となり、127人の減となります。減員の理由につきましては、定員適正化計画に基づき職員の削減を求めてきたこと、また、令和2年度を初年度とする第4次定員適正化計画を考慮したものであります。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 石毛春夫 登壇）

○税務課長（石毛春夫） 議案第15号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

今回の改正は、昨年3月の税制改正において地方税法施行令が改正され、国民健康保険税のうち基礎課税額、医療分の課税限度額が58万円から61万円に引き上げられたことから、当該課税限度額を定めた第2条及び第23条を改めるものでございます。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号、議案第24号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 石橋方一 登壇）

○子育て支援課長（石橋方一） 子育て支援課から、議案第16号及び議案第24号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第16号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の4ページをお願いします。

児童福祉法の改正に伴い、養育里親及び養子縁組里親の欠格事由について、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことに伴い、該当条項が繰り上がりました。

その改正を受け、本条例第23条第2項第2号中の第34条の20第1項第4号を第34条の20第1項第3号に改めるものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行予定でございます。

以上で議案第16号の補足説明を終わりにします。

続きまして、議案第24号、工事請負契約の変更について補足説明を申し上げます。

本議案は、海上保育所園舎改築工事請負契約の変更に関わるものでございます。

当初の契約金額の2億185万円を2億889万8,800円に変更するに当たり、令和2年2月17日付で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更理由といたしまして、準備工事の際の隣接する樹木伐採、伐根及び運搬、処分に係る経費、基礎工事の際の埋設物（コンクリート塊）の運搬、処分に係る経費、土留め及び新園舎周りのコンクリート打設の追加工事等の増額によるものでございます。

以上で議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第17号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、第1号被保険者の保険料のうち、市民税非課税世帯全体を対象とした軽減強化について、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

初めに、改正の概要についてご説明申し上げます。

市民税非課税世帯を対象にした第1段階から第3段階までのうち、平成27年4月から第1段階を、平成31年4月より第1段階をさらに軽減するほか、新たに第2段階、第3段階まで対象を拡大して、段階的に軽減してまいりました。令和元年度は、消費税率が10月の改定だったことから、半年分の軽減分を年間の保険料にならして軽減を行いましたが、令和2年度より通年分の軽減となるため軽減額を改めるものでございます。

軽減幅につきましては、国が示している上限の範囲内の割合で市が定めるものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表の5ページをご覧ください。

第3条第1項の平成32年度を令和2年度に、第2項から第4項までの平成31年度から平成32年度までの各年度を令和2年度に、第2項の保険料率を2万2,950円から1万8,360円に、第3項の読替え後の保険料率を3万2,130円から2万4,480円に、第4項の読替え後の保険料率を4万4,370円から4万2,840円にするものです。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日からとなります。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第28号、議案第29号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 遠藤泰子 登壇）

○市民生活課長（遠藤泰子） それでは、議案第18号、議案第28号、議案第29号の補足説明を申し上げます。

初めに、議案第18号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、旭市印鑑条例の登録資格等について、印鑑の登録を受けることができない者のうち成年被後見人を、意思能力を有しない者に改めるものです。

この条例の施行は、公布の日からとなります。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第28号及び議案第29号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち2名が令和2年6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第28号で推薦したい方は、旭市萬力2302番地にお住まいの金杉光信氏、昭和40年9月

18日生まれの方です。金杉光信氏は、20年余り消防団活動に尽力し、現在副団長として奉仕の精神で消防組織の充実、団員の育成指導に活躍されており、温厚誠実な人柄で、地域における信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものです。

次に、議案第29号で推薦したい方は、旭市後草1999番地にお住まいの浪川里子氏、昭和36年7月10日生まれの方です。浪川里子氏は、清廉潔白な人柄で責任感が大変強く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

また、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間となります。

以上で、議案第28号及び議案第29号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第19号、議案第20号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 加瀬宏之 登壇）

○都市整備課長（加瀬宏之） 議案第19号及び第20号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、市営住宅家賃の遅延損害金の利率等について所要の改正を行うものです。

新旧対照表の7ページをご覧ください。

改正の内容ですが、民法に定める法定利率が5%から3%へ改正され、また今後変動制の導入となることから、ページ左側、本条例の第18条第2項中「年5パーセントの割合」及び、第42条第3項中「年5パーセントの割合」を、それぞれページの右側「法定利率」に改めるものであります。

次に、新旧対照表の8ページをご覧ください。

双葉団地の1戸について、老朽化による用途廃止に伴い設置戸数を減じるものであります。

新旧対照表別表中の左側、双葉団地の戸数欄に43と表記しているものを42に改正するものであります。

なお、本条例の施行期日は令和2年4月1日です。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について補足説明を申し上げます。

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、雇用促進住宅家賃の遅延損害金の利率について所要の改正を行うものです。

新旧対照表の9ページをご覧ください。

改正の内容ですが、民法に定める法定利率が5%から3%へ改正され、また今後変動制の導入となることから、ページの左側、本条例の第17条第2項中「年5パーセントの割合」を、ページの右側「法定利率」に改めるものです。

なお、本条例の施行期日は令和2年4月1日となります。

以上で議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 加瀬政吉 登壇）

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第21号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

厚生労働省令の一部が改正され、放課後児童支援員が修了すべき研修について、指定都市の長も実施できることとされたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表の10ページをお願いします。

表の左側、現行の第10条第3項中「都道府県知事」の次に、表の右側、改正案として「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、これまで都道府県知事のみだった放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に、指定都市の長を追加するものであります。

また、附則第2条について、表の左側、現行の「平成32年3月31日」を、表の右側、改正案として「令和2年3月31日」に文言整理を行うものです。

以上で議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案第22号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 宮負 亨 登壇）

○水道課長（宮負 亨） それでは、議案第22号、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表の11ページをお願いいたします。最後のページの一つ前のページになります。

11ページの新旧対照表は、旭市水道事業の設置等に関する条例の一部改正で、次の12ページは旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正となります。各条例共に改正する内容が同じでございますので、11ページの旭市水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表にてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、第243条の2に新しい規定が追加され、引用元の規定が条ずれにより第243条の2の2に改正されるため、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の左側、現行の第5条の下線部、「第243条の2第8項」を今度は右側、改正案となります、第5条下線部を「第243条の2の2第8項」と改正するものでございます。

以上で議案第22号、旭市水道事業の設置等に関する条例及び旭市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第23号、議案第25号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） それでは、議案第23号及び議案第25号について補足説明いたします。

まず最初に、議案第23号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第2期中期計画を定めることについて補足説明を申し上げます。

公営企業型地方独立行政法人の中期計画については、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により議会の議決を経なければならないと規定されていることから、今回提案するものでございます。

内容といたしましては、地方独立行政法人法第26条の規定に沿って、中期目標を達成するために取るべき措置について、項目ごとに具体化を図ったものとなっております。

1ページをご覧ください。前文になります。

当院が地域の基幹病院として、「すべては患者様のために」の理念の下、急性期を主体とした高度専門医療や救急医療の提供により診療機能のさらなる充実に取り組んできたこと、今後は診療機能の充実と病院経営の安定化に向け取り組んでいくと記載しております。

2 ページをお願いいたします。こちらからが中期計画の本文になります。

第1、中期計画の期間ですが、中期目標と同じ令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間としております。

次に、第2、地域住民に提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置ですけれども、中期目標に定められている医療の各項目について、令和5年度までに行う具体的な措置内容について記載しております。

おおむね、現在実施している事業等を維持、向上させていくこととしております。今回は、新たに取り組む事業を中心にご説明いたします。

1、診療機能の充実のうち（2）救急医療体制の充実、3 ページ上段になりますが、ウでは、通常の状態と異なる患者を発見した場合、急変しないよう専門スタッフが対応に当たる体制、ラピッド・レスポンス・システムと呼ばれております、を構築するとしております。

（4）5 疾病に対する医療水準の向上の項目のア、がんにおいて、①として、がん医療の充実を図るため、がんゲノム医療連携病院としての施設認証を取得するとしております。

イ、脳卒中では、4 ページになりますけれども、③脳卒中等の急性期患者に対して、専門医療スタッフが、より効率的な初期治療を提供できる治療室を整備するとしております。

6 ページをお願いします。

（6）高齢者医療の取組の項目のイにおいては、高齢者特有の疾患として、循環器疾患等を追加しております。

7 ページをお願いします。

中段よりやや下、（9）Q I 分析等による医療の質の向上の項目のアでは、医療の質の向上に努めるため、日本病院会等が総括する指標を活用し、継続的に業務を改善していくとしております。

その下、2、患者等のサービスの向上のうち、次のページの中段になります。（4）患者等の利便サービスの向上の項目のイでは、患者駐車場等の構内整備を実施するとしております。

その下、3、市の施策推進における役割の発揮のうち、（3）予防医療に関する取組の項目のアでは、疾病の予防や早期発見を促進するため、健診センターの充実と、イでは、予防医学、医療の普及啓発に努めるとしております。

その下、（4）旭市生涯活躍のまちづくりへの協力では、施策の推進等に協力をするとしております。

次に、大きい項目の第3、業務運営の改善及び効率化に関する措置のうち、1、ガバナンスとコンプライアンスでは、（1）組織マネジメントの充実として、業務執行体制の堅持を、また（3）内部統制の充実として、法規の遵守状況等を監査する専門部署の設置を検討するとしております。

その下、2、働き方改革と人材確保のうち、次のページになります。（2）職員の確保の項目で、11ページ上段のオ、少子高齢化対策では、若年労働者の減少に対し、院内業務の自動化等、先進技術を研究し対策を立案するとしております。

12ページをお願いいたします。

3、安定的な基盤の確保のうち、（3）計画的な設備投資では、施設、設備の新設等が必要とされる場合、実行可能性を検証し計画化するなど、四つの項目が記述されております。

13ページをお願いします。

第4、予算、収支計画及び資金計画では、15ページをお願いいたします。令和2年度から5年度までの4年間の予算として、収入1,657億3,800万円、支出1,571億2,300万円を見込んでおります。

また、下のほうになりますが、給与費としては753億7,700万円を見込んでおります。

運営費負担金の算出等については、現在と同様の考え方としております。

16ページをお願いいたします。収支計画になります。

表の下段、純利益欄をご覧ください。4年間の利益として、6億3,400万円を見込んでおります。

17ページをお願いします。こちらは資金計画になります。

表の下段、次期中期目標期間への繰越金欄をご覧ください。次期期間への繰越金として、123億2,200万円を見込んでおります。

恐れ入りますが、14ページにお戻りください。

下段、大きな項目の第10、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項のうち、1、施設及び設備に関する計画では、施設整備及び医療機器等の購入に要する費用として4年間に103億200万円を見込み、財源については市からの長期借入金等で賄うこととしております。

2、積立金の処分に関する計画では、前期中期目標期間後の繰越積立金については、病院施設、医療機器の購入、人材育成及び能力開発等に充てるとしております。

以上で議案第23号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第25号、指定管理者の指定について補足説明させていただきます。

株式会社季楽里あさひは、道の駅の管理運営を行うことを目的に、市が約70%を出資して設立した第三セクターであり、道の駅の開業からこれまで良好な運営実績がございます。

そのため、道の駅季楽里あさひの指定管理につきましましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、公募を行わずに、当該団体に書類の提出を求め、株式会社季楽里あさひが指定管理者候補者として適当であると認められることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第25号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 八木幹夫 登壇）

○生涯学習課長（八木幹夫） 議案第26号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理者の指定につきましましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定によりまして、指定管理者の公募を行い、旭市指定管理者候補者選定委員会において審査をいたしました。

審査の結果、千葉市美浜区真砂三丁目3番7号、株式会社塚原緑地研究所が管理運営業務に適当な候補者として選定されたことにより、旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園の指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第26号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第27号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 加瀬博久 登壇）

○建設課長（加瀬博久） 議案第27号、市道路線の認定について補足説明を申し上げます。

本件の6路線につきましましては、認定路線調書の整理番号1から4の道路整備に伴う4路線及び、整理番号5、6の宅地造成に伴い、帰属された2路線を新たに認定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

○議長（伊藤 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は３月３日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 ３時１８分